市民厚生常任委員会 令和2年6月24日 こども未来部児童相談所 議案第45号資料

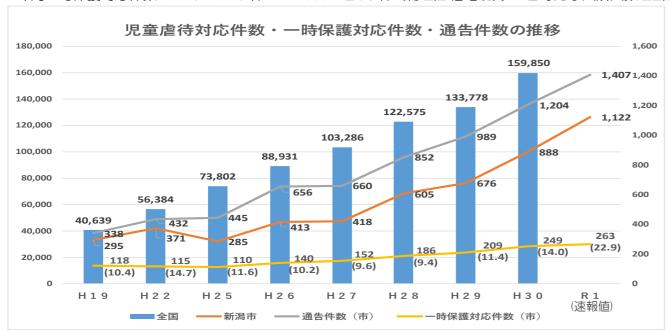
1.施設整備の検討経緯

児童虐待相談件数が増え続いていることを受け、児童福祉法等の改正による児童福祉司等の増員や、一時保護件数の増加により、執務室及び一時保護所の狭隘化が生じているため、現行の施設規模では児童相談所の体制強化、子どもの権利擁護に配慮した一時保護を整えていくことが困難なことから、環境に即した整備を行う。

2.新潟市の児童相談所の現状

〇年間虐待相談対応件数:H19 295件 → R1 1122件(約3.8倍增加)

〇年間一時保護対応件数: H19 118 件 → R1 263 件(約2.2 倍増加)、1日あたり入所人数 22.9 人



3.法改正を巡る動き

○平成28年児童福祉法等の抜本的改正

- 「新しい社会的養育ビジョン」の策定(平成29年8月2日)
- ・リスクが高い家庭への児童相談所の介入支援と、地域(区)でのソーシャルワークの機能分担
- 施設 → 地域(家庭)への転換(家庭による養育・里親委託の推進)

【子ども家庭総合支援拠点】の法制化 職員配置⇒【強化プラン】

- ■児童相談所における児童福祉司等の配置基準は児童福祉法施行令により規定(施行令第3条)
- ■「一時保護ガイドライン」の制定(平成30年7月6日)
- ・子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境での適切なケアの確保
- ・混合処遇解消のため、個室対応を基本とし、個別対応可能となるような職員配置・環境整備
- ○「児童虐待防止対策体制総合強化プラン 【新プラン)】(平成30年12月18日)
 - ・児童福祉司等の増員(人口3万人に1人、里親養育支援、市町村(区)支援の配置)

【職員配置の経過と計画】

──(法改正に伴う強化プラン)──→ 新プラン

	H25~27	H28	H29	H30	H31	R2∼4
職員総数	58~60人	62人	67 (+5) 人	74 (+7) 人	78 (+4) 人	96 (+18) 人
児童福祉司	15人	15人	17 (+2) 人	19 (+2) 人	21 (+2) 人	34 (+13) 人
児童心理司	5人	5人	7 (+2) 人	9 (+2) 人	11(+2)人	16 (+ 5) 人

※R4年度職員配置数は児童虐待対応件数を 1000 件と推計して算定

4.施設整備の構想

■執務室の拡大 → 職員増員による相談体制強化

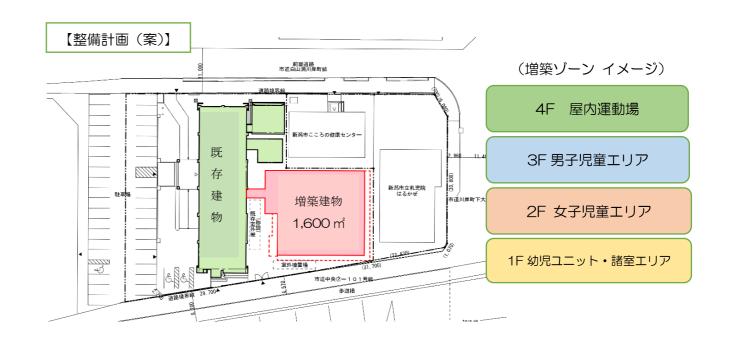
現在の面積 3.24 ㎡/人(参考:中央区役所の面積 5.35 ㎡)

⇒既存庁舎を改修し、一体的な執務室の確保

- ■相談室の増設 → 適切な環境での相談対応、専門的な諸室の確保
 - ⇒既存庁舎を改修し、相談室の増設、被害確認面接、心理療法などの専門的な諸室の確保
- ■一時保護所の拡大 → 子どもの権利擁護に配慮した安全・安心な環境での適切なケアの確保
- ⇒一時保護所として増築し、定員の拡大、居室の個室化、ユニット化(混合処遇解消)
- ⇒定員 23 名 → 40 名程度に拡大(幼児 10 名、学齢期の児童 30 名)
- ⇒屋内運動場の設置(天候に左右されない運動機会の確保)

■.概算整備費

○全体概算工事費 726,000千円(増築分633,000千円 既存改修分93,000千円)国庫補助(一時保護所のみ、補助率 1/2)、起債(事業費 1/2 に対し充当率 90%、50%交付税措置)○基本・実施設計費 57,000千円(R26補正17,000千円 R3債務負担40,000千円)



【整備スケジュール】

	令和 2 年度(2020年度)								令和 4 年度(2022年度)							令和 5 年度(2023年度)							
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
		基本・実施設計 (約13か月)										増築工事 (約12か月) 既存改修工事 (約8か月)											
																			執務	室供用相談室	開始	始	